

町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領

第1 設置

町田市特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、町田市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 町田市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 町田市公立小学校校長会の代表 1人
- (2) 町田市公立中学校校長会の代表 1人
- (3) 東京都立町田の丘学園の校長又は副校長 1人
- (4) 小児精神科医等の医師 1人
- (5) 学識経験を有する者 1人
- (6) 町田市立小学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (7) 町田市立中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (8) 市民の代表 1人
- (9) 市内の幼稚園園長の代表 1人
- (10) 市内の保育園園長の代表 1人
- (11) 町田市保健所の職員 1人
- (12) 地域福祉部障がい福祉課の職員 1人
- (13) 子ども生活部子ども総務課の職員 1人
- (14) 子ども生活部発達支援課の職員 1人
- (15) 学校教育部指導室長
- (16) 学校教育部指導課統括指導主事
- (17) 学校教育部教育センター所長
- (18) 学校教育部教育センター統括指導主事
- (19) 学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー
- (20) 学校教育部教育センター特別支援学級専任相談員

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱し、又は指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じて任期を延長することができる。
- 2 委員は、再任することができる。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、委員会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育センターにおいて処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。